

○ 令和6年4月からのはり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費に係る取り扱いについて〈詳細〉

福島県国民健康保険団体連合会（以下、「本会」という）では保険者の事務負担軽減に向けた支援を強化するため、令和6年4月から、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費に係る受理等業務の実施と審査委員会を設置します。

本資料では、本会の業務内容並びに施術者の皆様へ御対応いただく内容をまとめましたので、御確認願います。

1 本会が実施する業務内容について

(1) 受理等業務

① 支給申請書の受理

□ 令和6年4月から県内分（福島県内）提出先が本会になります。

② 支給申請書の集計・事務審査

□ 支給申請書の集計（件数確認）及び事務審査（記載内容・添付書類確認）を行います。

③ 支給申請書等の送付・返戻

□ 本会で一連の処理を終えた支給申請書は、受理月の翌々月に保険者へ送付します。

なお、支給決定日は保険者により異なります。

□ 記載内容不備等の支給申請書は、受理月の翌々月に本会から施術者へ返戻します。

内容を確認の上、必要に応じて再提出してください。

(2) 審査委員会の設置

① 審査委員による審査

- 三者（施術担当者を代表する者、保険者を代表する者、学識経験者）で構成します。
- 専門的な知見に基づく適正な審査を行います。

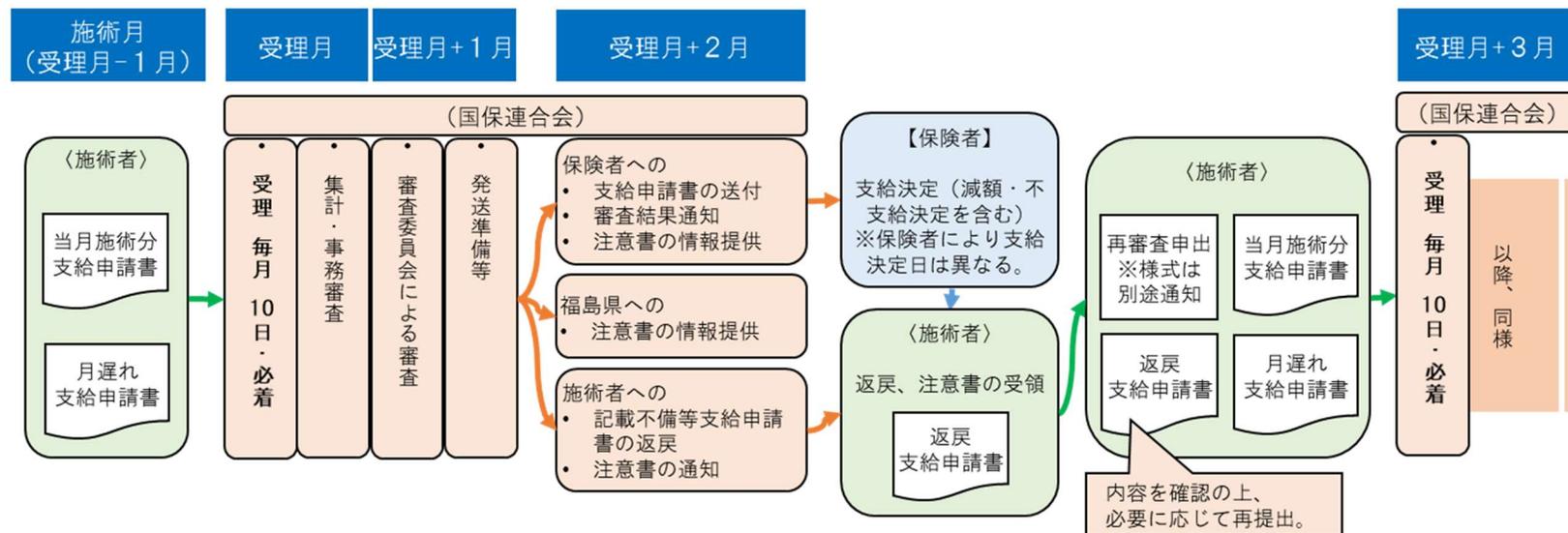
② 審査委員会の開催

- 受理月の翌月に審査委員会を開催します。

③ 審査委員会の審査結果及び注意書の通知等

- 審査委員会の審査結果（減額・不支給）は保険者に通知します。
- 審査委員会の審査により、支給申請書の内容が不正若しくは不当なもの又は受領委任の規定等に違反しているものと認められる場合、施術者へ注意書を通知するとともに、保険者、福島県への情報提供を行います。

(3) 業務の流れ



2 本会が業務を実施するにあたって、施術者の皆様へ御対応いただく内容

(1) 支給申請書の提出方法

① 毎月10日必着で本会に提出してください。

10日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合でも本会窓口で受付しております。

11日以降に本会へ到着した支給申請書は、翌月受理分として取り扱いますので御留意ください。

月遅れ及び返戻により再提出となる支給申請書も併せて提出してください。

② 県外分（福島県以外）は本会に送付しないでください。

県外分は、提出前に被保険者証等に記載のある保険者に提出先（保険者・国保連合会）をお問い合わせください。

③ 個人情報保護の観点から配達履歴が確認できる方法（簡易書留等）での送付をお願いします。

封筒に「あはき療養費 在中」と記載をお願いします。

(2) 本会からの問い合わせ

① 支給申請書の集計・事務審査にあたり、本会より内容等確認の問い合わせをする場合があります。

(3) 審査委員会による審査

① 支給申請書に関する情報提供（患者の状態等）を文書で求める場合があります。

② 保険者からの減額・不支給の決定に対し、審査委員会に再審査を申し出ることが可能です（様式は別途通知）。

再審査の申し出は、支給申請書と併せて提出してください。

(4) 令和6年3月以降の支給申請書の取り扱いについて

① 令和6年2月施術分までの支給申請書

これまでどおり、令和6年3月10日までに保険者へ提出してください。

② 令和6年3月施術分の支給申請書

令和6年4月10日必着で本会へ提出してください。

令和6年3月10日までに保険者に提出できなかった支給申請書、月遅れ及び返戻により再提出となる支給申請書も併せて提出してください。

令和6年4月11日以降に本会へ到着した支給申請書は令和6年5月受理分として取り扱います。

③ 令和6年5月以降の支給申請書

毎月10日必着で本会へ提出してください。

■ 月遅れ及び返戻により再提出となる支給申請書も併せて提出してください。

■ 毎月11日以降に本会へ到着した支給申請書は翌月受理分として取り扱います。

3 提出・お問い合わせ先

(1) 提出先 福島県国民健康保険団体連合会 業務管理課

住所 〒960-8043 福島県福島市中町3-7

(2) お問い合わせ 電話 024-523-2705